

練馬区議会議員(無所属)

かとうぎ 桜子



2012 年 1 月号 (議会報告通号 vol.50) 区政レポート

〔問合せ先〕

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102 かとうぎ桜子事務所

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!



2011 年 9 月、区政報告会
(勤労福祉会館にて)



2011 年 8 月、宮城県気仙沼・紫会館にて
避難所の運営や復興商店街づくりを頑張っている
方々と。

今年こそ、ふだんのくらしのしあわせを、 皆さんとともに！

「わが事」としてとらえ、
実践する社会を

私たちの生活を改めて見直させられる大震災のあった、2011年が終わりました。

新たな年を迎え、今年こそは良い年にしたいと願いつつも、東京にいる私たちはすでに震災前と変わらない、便利や娯楽を追い求める生活に戻りつつあるような気がします。

地に足をつけ、破綻しない持続可能な社会を作るためには、私たち一人ひとりが実感をもって様々な体験を重ね、課題を他人事ではなくわが事としてとらえて、議論していくことが必要ではないでしょうか。

私は今年も、皆さんとともに様々な取り組みを進められたらと思っています。

二〇一二年一月

かとうぎ 桜子

崩れるセーフティネットの再構築が必要

12月6日の区議会に出た、「応急小口資金償還金に係る訴え」という報告。

これは、応急小口資金の貸付を受けた人の中で、期限をすぎても返済せず、返還請求にも応じない人を訴えるというものです。この制度から見えてくる、「貧困問題を取りまく課題」をご紹介します。

人と人のつながりを、行政が壊す!?

この報告の中で、私は気になったことがあります。

「本人が生活保護の受給に至ったために返済できなくなった。その代わりに連帯保証人を訴える」というものです。

生活保護を受けるようになった人は返済を免除されるのですが、その連帯保証人は免除されずに、本人の代わりに返済を求められるのです。

しかし、貸付を受けた本人がわざと返済しないのならばともかく、生活が苦しく生活保護の受給に至ったにもかかわらず、その返済を連帯保証人に求めるということに、私は疑問を感じました。

連帯保証人はおそらく友人や知人、親戚などがなってくれているでしょう。本人が返済免除されているにもかかわらず、支払いを求められた連帯保証人は、どう感じるでしょうか。

「あの人は自分が借りていたにもかかわらず、楽になつて良いなあ…なんで自分が返さないとならないんだ」と思いかもしれません。こうなると、連帯保証人をしてくれた人との信頼関係も失ってしまうおそれがあります。

これは、生活保護を受ける人の人間関係を悪化させ、本来その人を心身両面から支えるべき周囲の人たちの心の中に生活保護への差別意識を植え付ける危険さえあります。

そもそも、失業・不安定雇用や体調の問題などの様々な事情から、病気・出産・冠婚葬祭などの人生で起きる突然の出来事に貯蓄で対応することが困難な人が利用する貸付制度であることを考えれば、その人が返済や生活の立て直しが困難になり得るということとは想像に難くないでしょう。それは本人の努力不足ではなく、セーフティネットの不

応急小口資金（練馬区の貸付制度）の概要

- ・ 災害などで住宅・家財に被害を受けたために要する費用
- ・ 傷病の治療、介護に要する費用
- ・ 生活が困窮している場合の生活必需品の購入に要する費用
- ・ 就職、冠婚葬祭などに要する費用
- ・ 出産、修学支度金、区内転居などに要する費

などに使える貸付制度。

一般貸付 20 万円まで、医療など特に必要な時には最大 60 万円まで貸してもらえる。

十分さを露呈するものです。

区に問うたところ、連帯保証人に返済を求めることは法的に問題ない旨の回答がありました。しかし、「それでいいのだろうか…」という疑問をぬぐうことができません。

しかし、これは練馬区の貸付制度だけの問題ではありません。

国の制度も使いづらい部分が

失業した場合に、雇用保険などのセーフティネットが利用できず、すぐに住居を失うなど困窮する人が増えているため、中間的に支えるための「第二のセーフティネット」という国の制度があります。

たとえば、雇用保険の対象にならない人への職業訓練のための給付金や、一定期間に限り家賃を支給する住宅手当などです。ただ、この制度の中でも生活費が必要な場合には貸付というものがあり、この貸付を受ける場合にもやはり連帯保証人が必要となります。つまり、区の制度のみならず、国が用意している「第二のセーフティネット」でも、連帯保証人の問題は起るのです。

ここで、これらの現行制度をみて私たちが考え、議論していかなければならないのは、

①日々の生活に必要な支払いも困難な状態にある人に、先々の返済を求める制度そのものが妥当なのだろうか。貸付よりもむしろ、当座の困難を回避するために利用できる低額の給付のしくみ等が必要なのではないか。
②「生活保護費の抑制」をするために、本来生活保護を利用すべき困窮状態にある人が、貸付へと誘導されていることはないのだから。

うか。本人に、この連帯保証人のことも含めて制度のメリット・デメリットを説明し、納得の上で制度利用がされているのだろうか。当事者不在の制度になっていることが心配される。貧困問題にかかわる各種の制度も、子育てや障害、高齢者サービスなどほかの福祉制度と同様に、利用者主体のしくみを目指すべきではないか。

ということです。

みなさんはどうお考えになりますか？

	完全失業者 (年平均)	雇用保険（求職者給付） 受給者（年平均）	受給者比率
1988 年	155 万人	55 万人	35.5%
1998 年	279 万人	105 万人	37.6%
2001 年	340 万人	111 万人	32.6%
2003 年	350 万人	84 万人	24.0%
2004 年	313 万人	68 万人	21.7%

失業者のうち雇用保険を利用している人の割合が年々減っている。失業した時のセーフティネットが薄くなっているといえる。

ミネルヴァ書店「よくわかる公的扶助」より

（データの出所：総務省「労働力調査」および厚生労働省「雇用保険事業年報」各年版より作成。）

母校の大学院で講義をしました～12月19日夜間

私は1期目の議員だった2008年～2010年、夜間の大学院（立教）に通っていました。その大学院で12月19日、ゲストスピーカーとして講義をしてきました。

講義のタイトルは「NPOと政治」。私は、このレポートにご紹介した連帯保証人の問題をはじめ、貧困問題について話をしました。

2011年夏、生活保護の受給者は205万人を超え、過去最多となりました。このような社会情勢の中、生活保護制度をはじめとする社会保障のあり方が問われていますが、とにかく生活保護受給者を悪者にし、「もっと厳しくすべき」という意見が出てしまいがちです。

しかし、私たちはどれだけ、貧困状態にある当事者のおかれた実情を知っているのでしょうか。貧困問題は、特に「わが事」ではなく「他人事」として議論されがちな問題です。

このレポートでも、貧困問題のおかれた実情をご紹介していければと考えています。

ジャズを聴く会、盛況でした！

12月4日の夕刻、練馬区役所の地下多目的会議室で、ジャズを聴く会を開催しました。今回で3回目です。

毎回、参加者の中から「次回は私も手伝うよ。」と声をかけていただき、スタッフが増えてきています。

今回は、スタッフになってくれる区民のみなさんと、1か月前に事前の打ち合わせを行いました。

そして、区民のIさんの紹介で、今回は練馬区在住の方に演奏をしていただきました。また、調理師の資格を持っているKさん、ふだん調理の仕事をしているSさん、Nさんにはおいしい料理2品とデザートを作っていただきました。そして区役所の会場ではたくさんの方が設営、受付、飲食物の担当をしてくださいました。



お料理も販売も、手作りで



演奏してくださった皆さん

(この写真も、お手伝いくださったひとりであるTさんが撮ってくださったものです。)

また、初めて参加してくださった方の中に「僕も演奏活動をしているから、次の機会にはぜひ」とご提案くださった方や、「私は司会は得意だよ」と言ってくださる方もいらっしゃいました。

はじめは私の思いだけで始めた会が、だんだん「みんなの会」になっていくことが嬉しいです。ここで初めて知り合った人たちが仲良くなっていくのも楽しいものです。

こうして毎年、このみんなで築く手作りの会が成長していくと良いなと思っています。

今年も、様々な勉強会・イベントなどを企画していく予定です。ぜひご参加ください。

次回のイベント：区政報告会 3月下旬 勤労福祉会館を予定。(詳細は次号のレポートで！)

かとうぎ桜子事務所

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

このレポートを、ぜひお知り合いに配布してくださいませんか？ 何部でも結構です。ご協力いただける方はご連絡ください。

かとうぎ桜子プロフィール

- 1980(昭和 55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPO にて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙にて2期目に当選。
- 健康福祉委員会、災害対策等特別委員会に所属。
【資格】社会福祉士、保育士、中学校教員免許(国語)、ホームヘルパー2級。